

委員会提出第一号議案

口蹄疫発生による畜産農家の経営危機に対する諸制度の見直し及び充実等を求める意見書

宮崎県で発生した口蹄疫は感染が拡大し、九州管内の畜産業はもちろんのこと、社会・経済活動に計り知れない大打撃を与えている。

全国の市場関係者等の反応から見て、今後、九州の牛、豚等の取引、相場価格が急落・低迷し、九州管内の各種市場販売が困難を極めることが想定される。

今日のような状況に至ったのは、口蹄疫が家畜伝染病に指定されており、ウイルスによる感染力がきわめて強力であることが判っているにもかかわらず、国等の危機管理意識の欠落に基づいた初期対策のあり方に起因するものであることは明白である。

よって、国会及び政府におかれては、「行政の責任」において、九州管内の直接被害と併せて、畜産経営の危機的状況に即し、経営継続の見通しが立ち再生が確認できるまでの間、次のとおり施策の見直しとさらなる充実を図りながら、各種支援事業に早急に取り組むことを強く求めるものである。

一 肉用子牛生産者補給金制度並びに肉用牛繁殖経営支援事業について、特例として、九州管内市場に出荷する生産者に対し、全国一律の平均価格ではなく九州管内各県ごとの市場平均価格を毎月ごとに設定し適用すること。

二 子牛の出荷遅延に係る助成対象について、市場開催を中止又は延期している九州各県に拡大すること。

三 肉用牛肥育経営安定特別対策事業の生産者拠出金について、九州管内の移動・搬出制限区域外の肥育牛生産者に対しても、免除とすること。

四 今回の口蹄疫対策として、独自の防疫対策及び経営支援事業を行っている市町村に対し、これまで実施した事業及び今後の対策にかかる経費について、特別交付税措置を行うこと。右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十二年六月二十二日

大分県議会議長 安 部 省 祐

衆議院議長 横路孝弘殿
参議院議長 江田五月殿
内閣総理大臣 菅直人殿
財務大臣 野田佳彦殿
農林水産大臣 山田正彦殿